

2021年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社アジュバンコスメジャパン  
代表者名 代表取締役会長兼社長 中村 豊  
(コード：4929 東証第1部)  
問合せ先 取締役管理本部本部長 中川 秀男  
(TEL 078-351-3136)

持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結、監査等委員会設置会社への移行、  
定款の一部変更及び連結子会社の商号変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制へ移行するため、100%出資の子会社である株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社との間で吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）を締結すること（以下、本吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件吸収分割」といいます。）及び監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、持株会社体制及び監査等委員会設置会社への移行に伴い、「定款一部変更の件」を2021年6月17日開催予定の当社第32期定時株主総会に付議することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、持株会社体制及び監査等委員会設置会社への移行につきましては、2021年6月17日開催の当社第32期定時株主総会において関連議案が承認決議されることを条件に実施いたします。

本件吸収分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、「美と健康を通じて 夢と感動をお届けする」という企業理念のもと、美容室・理容室・エステティックサロン等を通じて化粧品を消費者の皆様にお届けしております。また、2015年より2019年まで国立研究開発法人理化学研究所及び株式会社オーガンテクノロジーズと共同研究を行う等、研究開発にも力を入れ事業の拡大を目指してまいりました。今後、当社が事業を拡大し、企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスを強化しつつ、各事業会社の役割を明確にし、経営資源の配分の最適化を進め、意思決定の迅速化を図ることが必要であると考え、経営管理体制を再構築するために、持株会社体制へ移行することといたしました。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

分割準備会社の設立	2021年4月7日
吸収分割契約承認取締役会決議	2021年5月11日
吸収分割契約締結	2021年5月11日
吸収分割契約承認株主総会決議	2021年6月17日（予定）
吸収分割の効力発生日	2021年9月21日（予定）

(2) 本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社が 100%出資する準備会社である、株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社を吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）により、当社が営む全事業（但し、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除きます。以下、「本事業」という。）を承継いたします。

また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

承継会社である株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社は、本件吸収分割に際して普通株式を 3,000 株発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行した新株予約権について、本件吸収分割による変更はありません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、承継会社は、効力発生日において本事業に係る資産、債務、雇用契約その他の権利義務につき、本件吸収分割契約に定める範囲において承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本件吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、本件吸収分割後の当社および承継会社が負うべき債務につき、履行の確実性に問題はないものと判断しております。なお、承継会社が承継する債務については、当社による重量的債務引受の方法によるものとしております。

### 3. 分割会社の概要

(1) 名称	株式会社アジュバンコスメジャパン	
(2) 所在地	神戸市中央区下山手通五丁目 5 番 5 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中村 豊	
(4) 事業内容	化粧品等の商品企画、研究開発、販売	
(5) 資本金	766,462,550 円	
(6) 設立年月日	1990 年 4 月 10 日	
(7) 発行済株式数	7,999,800 株	
(8) 決算期	3 月 20 日	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社T・Nソリューション	12.68%
	株式会社ボンニー	12.29%
	田中 昌樹	11.76%
	中村 豊	10.27%
	田中 順子	2.79%
	アジュバンコスメジャパン従業員持株会	2.31%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.68%
	宮澤 良彦	1.29%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口 5）	0.85%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口 6）	0.76%

(注1) 2021 年 9 月 21 日付で、株式会社アジュバンコスメジャパンは「株式会社アジュバンホールディングス」に商号を変更予定です。

(注2) 持株比率は、自己株式（6,403 株）を控除して計算しております。

#### 4. 承継会社の概要

(1) 名称	株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社	
(2) 所在地	神戸市中央区下山手通五丁目5番5号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 田中 順子	
(4) 事業内容	化粧品等の商品企画、研究開発、販売	
(5) 資本金	10,000,000円	
(6) 設立年月日	2021年4月7日	
(7) 発行済株式数	2,000株	
(8) 決算期	3月20日	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社アジュバンコスメジャパン 100.0%	
(10) 当社との関係	資本関係	当社が100%出資する子会社です。
	人的関係	当社より取締役を2名派遣しております。
	取引関係	営業を開始していないため、現時点における当社との取引関係はありません。

(注) 2021年9月21日付で、株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社は「株式会社アジュバンコスメジャパン」に商号を変更予定です。

#### 5. 直近事業年度の財産状態及び経営成績

	分割会社 2021年3月20日現在	承継会社 2021年4月7日現在
名称	株式会社アジュバンコスメジャパン	株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社
純資産	4,113,397千円	20,000千円
総資産	5,113,078千円	20,000千円
1株あたり純資産	514.83円	10,000円
売上高	4,157,436千円	—
営業利益	163,914千円	—
経常利益	187,600千円	—
当期純損失	253,611千円	—
1株あたり当期純損失	31.75円	—

#### 6. 分割する事業部門の内容

##### (1) 分割する部門の事業内容

全事業（ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除く。）

##### (2) 分割する部門の経営成績

	分割事業部門	当社（分割前）
売上高	4,113,397千円	4,113,397千円
当社（分割前）に対する比率	100.0%	—

(注) 金額は、2021年3月20日現在の損益計算書を基礎に作成しております。

##### (3) 承継させる資産、負債の項目及び金額

承継させる資産及び負債については、当該事業に属する資産及び負債のうち本件吸収分割契約において定めるものとなりますが、金額については確定しておりません。分割する資産及び負債の金額については、2021年3月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、

これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する予定です。金額が確定しましたら、速やかにお知らせいたします。

## 7. 本件吸収分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社アジュバンホールディングス (2021年9月21日付で「株式会社アジュバンコスメジャパン」より商号変更予定)	株式会社アジュバンコスメジャパン (2021年9月21日付で「株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社」より商号変更予定)
(2) 所在地	神戸市中央区下山手通五丁目5番5号	神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中村 豊	代表取締役 田中 順子
(4) 事業内容	持株会社によるグループ経営計画・管理、グループ会社管理業務等	化粧品等の商品企画、研究開発、販売
(5) 資本金	766,462,550円	10,000,000円
(6) 決算期	3月20日	3月20日

## 8. 今後の見通し

承継会社は、当社の完全子会社であるため、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、本件吸収分割後の当社の収入は、子会社からの配当収入、管理業務委託による収入が中心となり、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定であります。

## II. 監査等委員会設置会社への移行

### 1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

持株会社体制への移行目的を鑑み、監査等委員会設置会社に移行することで、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能を一層強化することにより、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、企業価値の向上を図ることを目的としております。

### 2. 移行の時期

2021年6月17日開催予定の第32期定時株主総会において、移行に必要な定款変更につきご承認をいただき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

## III. 定款の一部変更及び商号変更

### 1. 定款変更の目的

- (1) 持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社アジュバンホールディングス」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。
- (3) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任規定を新設するものであります。
- (4) 迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

## 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月17日（予定）
監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生日	2021年6月17日（予定）
持株会社体制への移行に係る定款変更の効力発生日	2021年9月21日（予定）

## IV. 連結子会社の商号変更

「I. 会社分割による持株会社体制への移行 7. 本件吸収分割後の状況 承継会社」に記載のとおり、連結子会社である株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社の商号を変更いたします。

### 1. 新商号

（新商号）株式会社アジュバンコスメジャパン

### 2. 変更日

2021年9月21日

以 上

## 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は株式会社アジュバンコスメジャパンと称し、英文では、<u>ADJUVANT COSME JAPAN CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1、～16、 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は株式会社アジュバンホールディングスと称し、英文では、<u>ADJUVANT HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及びこれに相当する事業を営む会社(外国会社を含む。)の株式又は持分を所有することにより、<u>当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。</u></p> <p>1、～16、 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会議事録)  <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会議事録)  <u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p><u>第28条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)  <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)  <u>第30条</u> (条文省略)  2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、その会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第31条</u> (現行どおり)  2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員及び監査等委員会</u></p>
<p>(監査役の数)  <u>第31条</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)  <u>第32条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)  <u>第33条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)  <u>第34条</u> <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第32条</u> <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第35条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合に</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第33条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急</u></p>



現行定款	変更案
<p>は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)  <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会議事録)  <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)  <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)  <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、その会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会議事録)  <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p><u>第41条～第42条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第37条～第38条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p><u>第44条～第47条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第40条～第43条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第1条 第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の規定の変更は、吸収分割の効力が発生することを条件として、2021年9月21日 (予定) をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u>
(新 設)	<u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第2条 第32期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u>